

GHG 排出量算定サービス導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「財団」という。）が、温室効果ガス（Green House Gas。以下「GHG」という。）の把握や削減に資する「GHG 排出量算定サービス」を導入する県内事業者に対し、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することにより、県内事業者の脱炭素化の取組を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1)「GHG 排出量算定サービス」とは、県内事業者自らの GHG 排出量や、自らに加え事業活動に関係するあらゆる排出を合計した GHG 排出量を算定する役務の提供のうち、GHG プロトコルに準拠して算定するもの又は県内事業者が行う GHG 排出量削減計画の作成を支援する役務を提供するサービスで財団が登録したものをいう。

(2)「県内事業者」とは、県内に事業所を有する事業者であって、県内の事業所において「GHG 排出量算定サービス」を利用する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付対象は、「GHG 排出量算定サービス」を導入する事業とし、補助事業年度の4月1日以降に契約期間が三か月以上を見込む契約をし、同年の9月30日までに補助金の交付を申請したものを対象とする。ただし、GHG 排出量削減計画の作成を支援する役務を提供するサービスの契約期間についてはこの限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

(1) 静岡県企業脱炭素化推進フォーラムに登録していること。

(2) 「県内事業者」であること。

(3) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）

第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(4) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業者でないこと。

(5) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条において規定する風俗営業者等）でないこと。

(6) 国又は地方公共団体等から同一の事業所において同一内容の補助金等の交付を受けている者でないこと、および、過去に同一内容の本補助金を受けているものでないこと。

(補助対象経費、補助対象期間及び補助金額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間及び補助金額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、財団が指定する期限までに提出しなければならない。

- (1) 事業内容確認書(別紙1)
- (2) 誓約書(別紙2)
- (3) その他財団が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 財団は、前条の規定による書類を受け取った後に審査を行い、適正な内容であると認めた時は、交付金額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 交付決定後に、事業内容に変更があった場合において、補助金交付決定額の増額は行わない。

3 財団は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条の規定による決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに補助事業申請取下げ届出書（様式第3号）を財団に提出しなければならない。

(事業変更の届出)

第9条 補助事業者が、交付決定を受けた内容を変更した時は、補助事業変更届出書（様式第4号）を速やかに財団に提出しなければならない。

- (1) GHG 排出量算定サービスの契約に変更がある場合
- (2) 住所又は所在地、代表者等の申請内容に変更が生じた場合

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、12月までの使用料の最終支払日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の1月14日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第5号）（以下「報告書」という。）を財団に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 経費支出を確認できる書類（領収書、振込票等）の写し
- (2) その他財団が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 財団は、前条の規定による報告書の提出があった場合には、当該報告書に係る書類の審査により、補助金交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）を補助事業者に通知するものとする。

2 財団は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求等)

第12条 財団は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第7号）により補助金を支払うものとする。

(交付決定等の取消し)

第13条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条の交付の決定及び第11条の確定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱に基づく財団の処分または指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して契約日から3か月未満で契約を解除した場合。(ただし、GHG排出量削減計画の作成を支援する役務を提供するサービスを除く。)
- (5) 1月14日を過ぎても正当な理由無く第10条に規定する補助事業実績報告の提出がない場合。
- (6) 実績報告後、不備の修正が完了しないまま財団が別途指定する期日が到来した場合。
- (7) 財団が別途指定する期日までに、財団への請求がなかった場合。
- (8) 第8条に規定する届出書の提出があった場合。

2 財団は、前項に基づく取り消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(返還)

第14条 財団は、前条の規定により、補助金の交付の確定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付を受けた補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、前条により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を財団に納付しなければならない。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てられたものとする。

4 第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

5 財団は、補助事業者が第1項又は第2項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(事業効果の把握等)

第16条 財団は、補助事業者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために、必要な事項について報告を求めることができる。

2 財団は、前項による報告内容及びその他補助事業の実施に関する事項について、個人情報が特定されないよう加工した上で公表することができる。

(帳簿の備付け)

第17条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収

入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

(検査及び報告)

第１８条 財団は、補助金の適正な交付のため、必要に応じて補助事業者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

２ 補助事業者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第１９条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

(その他)

第２０条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は財団が別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から改正する。

別表 1 補助対象経費、補助対象期間及び補助金額（第 5 条関係）

補助対象経費	補助対象期間	補助金額
「GHG 排出量算定サービス」 の使用料で、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 1 2 月までの使用料 ただし、第 1 0 条で定める補助事業実績報告書の提出期限までに支払われたものに限る ※1～4	補助対象事業の契約日の属する月から当該年度の 1 2 月使用料が支払われるまでの期間	補助対象経費の 1 / 2 （上限 5 万円）※5

※ 1 契約期間が 3 か月以上の使用料を対象とする。（GHG 排出量削減計画の作成を支援する役務を提供するサービスにおいては、契約期間が 3 か月未満の使用料についても対象とする。）

※ 2 初期費用は対象外とする。

※ 3 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された使用料相当額を使用料とする。

※ 4 消費税及び地方消費税の額は除く。

※ 5 補助金額は千円未満を切り捨てた額とする。